審　査　基　準

令和６年１１月２０日作成

法　　令　　名	： 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根　拠　条　項	： 第３条
処 分 の 概 要	： 特定金属類取扱業の許可
原権者（委任先）	： 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	： 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第４条（許可の基準）、第５条（許可の手続） 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則第４条（許可の申請）
審　査　基　準	： 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第４条各号の欠格要件に該当しないなど千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間	：４０日
申　　請　　先	： 県内に営業所を設けるとき）県内における主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 県内に営業所を設けないとき）県内において主に行商する区域を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先	：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（電話043-201-0110）
備　　考	：